

令和6年度社会福祉法人十日町福祉会 介護員養成研修事業  
介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者及び事業所の名称、所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

	事業者及び事業所
名称	社会福祉法人十日町福祉会
所在地	新潟県十日町市水口沢99番地

（事業の目的）

第2条 地域における福祉人材の育成と就労機会の確保、法人機能の地域への還元を目的として事業を実施する。また、介護サービスに従事しようとする受講生へ基本姿勢、基礎的な知識、技術等を習得させることを目的とする。

（形式）

第3条 事業者は、事業所において、通学形式により本研修事業を実施する。

（実施過程及び研修事業の名称）

第4条 実施過程及び研修事業の名称は次のとおりとする。

（1）介護職員初任者研修課程

社会福祉法人十日町福祉会 介護職員初任者研修課程（通学形式）

（年間事業計画）

第5条 令和6年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

（1）介護職員初任者研修課程

回数	実施期間	募集定員
第1回	令和6年5月～令和6年9月	12

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

（1）介護職員初任者研修課程

①すべてのカリキュラムを欠席なく受講でき、通学可能な者。

②十日町福祉会の職員で、研修を必要とする者。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

（1）介護職員初任者研修課程

①すべてのカリキュラムを欠席なく受講でき、通学可能な者。

内訳	金額	納付方法	納付期限
受講料(テキスト代含)	42,000円(税込み)	口座振込	令和6年5月14日

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

(1) 介護職員初任者研修課程

「介護職員初任者研修テキスト 全2巻」 中央法規 5,500円(税込み)

「介護技術チェックシート」 介護労働安定センター 524円(税込み)

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表1のとおりとする。

(研修会場一覧)

第10条 研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別表2のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別表3のとおりとする。

(申込手続)

第12条

(1) 受講に係る申込手続は次のとおりとする。

① 所定の申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付することとする。また、返信用封筒(長3型)には郵便番号・住所・氏名を記入し、84円切手を貼付のこととする。

② 事業者は審査の上、受講者を決定し受講決定通知書を受講申込者へ送付する。

③ 受講決定通知書を受け取った受講申込者は、第7条に定めるとおり研修参加費用を納入する。

④ 事業者は、研修参加費用の納付が確認された後、教材を受講申込者へ配布する。

(2) 受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合、研修参加費用のうち教材費を除いた額を返還する。

ただし、受講を開始した者については、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

(3) 研修開始後、事業者関係施設において、不測の事態により研修継続困難と判断し中止した場合、研修参加費用のうち教材費を除いた額を返還する。

(4) 応募人数が8名に満たない場合は事業を中止する。

(受講時等の本人確認方法)

第13条 受講者は、受講申込時に、申込書に運転免許証の写しを添付し提出することとする。  
事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であることを確認する。  
運転免許証を所持していない受講者については、健康保険被保険者証の写しを提出することとする。

(科目免除の取扱い)

第14条 事業者は、科目免除は行わないものとする。

(研修修了の認定方法)

第15条

- (1) 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。
- (2) 修了評価は、第9条に定めるすべてのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については、100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で終了時に到達すべき水準に達したものを(合格)と認定する。

A : 90点以上	B : 80~89点	C : 70~79点	D : 69点以下
-----------	------------	------------	-----------

- (3) 合格に達しなかった受講者については、再試験を受けることとする。なお、再試験の受講料は、2,000円とする。

(研修欠席者の取扱い)

第16条

- (1) 理由の如何に関らず、研修開始から10分以上遅刻した場合及び、研修終了時間の10分以上前に退出する場合は欠席として扱う。
- (2) 欠席した者については「欠席届」を提出することとする。
- (3) 欠席した者には今回の「修了証明書」の発行はできない。ただし、今回の受講の継続は可能とする。

(補講の取扱い)

第17条

- (1) 研修を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められるものについては、研修時間数の概ね1割を上限とし、事業者と日程調整をした上で補講を受講するものとする。

(2) 補講費用は一講義当たり 5,000 円とする。

(受講の取消し)

第 18 条 事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者
- (3) 受講態度不良の者

(修了証明書の交付)

第 19 条 事業者は第 15 条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱 11 に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第 20 条

- (1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。なお、再交付する際には再交付料として 2,000 円を徴収する。

(研修事業実施担当部署)

第 21 条 研修事業は、法人事務局企画課で行う。

(その他)

第 22 条 この学則に必要な細則及び、この学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

(その他研修実施に係る留意事項)

第 23 条 受講生は、研修中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(附則)

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。